

安全データシート (SDS)

作成 平成 27 年 12 月 4 日

改訂 平成 年 月 日

1. 化学物質等及び会社情報

製品

製品の名称 ナリカ 実験用 窒素

製品のコード AH01683

供給者情報

会社名 エア・ウォーター・ゾル株式会社

住所 東京都千代田区神田東松下町 47 番 1 号 (本社所在地)

日本マンパワービル 7 階 〒101-0042

担当部署 研究開発部

電話番号 03-5207-3202 (本社代表) 0299-48-4402 (研究開発部)

FAX番号 03-5207-3209 (本社) 0299-48-4401 (研究開発部)

緊急電話番号 0299-48-4402 (研究開発部)

推奨用途及び使用上の制限: 試験用

2. 危険有害性の要約

重要危険有害性及び影響

特有の危険有害性: 高濃度の窒素ガスを吸入すると、窒息により死亡することがある

: 高圧ガス容器からガスが噴出し目に入れば、目の損傷、あるいは失明のおそれがある。

GHS 分類

物理化学的危険性

高圧ガス 圧縮ガス

健康に対する有害性

環境に対する有害性

* 記載がないものは分類対象外または分類できない

ラベル要素絵表示 なし

注意喚起語 なし

危険有害性報 引火及び高温による内圧上昇により破裂の恐れがある。

注意書き 予防策: 換気の良い場所で使用すること。

対応: 吸入した場合; 気分が悪い時は、医師に連絡すること。

保管: 日光から遮断し、換気の良い場所で保管すること。

廃棄: 使い切って捨てること

3. 組成・成分情報(混合物・危険有害性物質を対象)

| 成分名 (別名) | CAS No. | 含有濃度 (容量%) | 化学式又 は構造式 | 官報告示政令番号 | |
|-------------|-----------|---------------|--------------|----------|-------|
| | | | | (化審法) | (安衛法) |
| 窒素 | 7727-37-9 | 95%以上 | N2 | 適用外 | 適用外 |

4. 応急処置

| | |
|--------------|---|
| 吸入した場合 | :新鮮な空気のある場所に移し、安静、保温に努め、医師に連絡する。 :呼吸が弱っているときは、加湿した純酸素を吸入させる。 :呼吸が停止している場合には人工呼吸を行う。 |
| 目に入った場合 | :噴出するガスを受けた場合は、冷却しすぐに医師の診断を受ける。 |
| 皮膚に付着した場合 | :大気圧の窒素ガスにさらされても、特に治療の必要はない。 |
| 誤飲した場合 | :- |
| 最も重要な兆候及び症状 | :- |
| 応急措置をする者の保護 | :窒素ガスが漏洩または噴出している場所は、空気中の酸素濃度が低下している可能性があるため、換気を行い、必要に応じ陽圧自給式呼吸器を着用する。 |
| 医師に対する特別注意事項 | :- |

5. 火災時の措置

| | |
|--------------|---|
| 消火剤 | 窒素ガスは不燃性で燃焼しないが、付近で火災が発生した場合、周辺火災に合わせた消火剤を使用する。 :必要に応じて空気呼吸器等呼吸器用保護具を着用する。 :可燃性のものを周囲から素早く取り除くこと。 :高温にさらされる製品容器に水を掛けて冷却する。 |
| 火災時の特有の有害危険性 | 火災の現場にエアゾール容器があると破裂する恐れがあるので、消火活動には距離を十分にとること。 |
| 消火を行う者の保護 | :耐火手袋、耐火服等の保護具を着用し、火炎からできるだけ離れた風上から消火にあたる。 |

6. 漏洩時の措置

| | |
|------------|--|
| 人体に対する注意事項 | :窒息の危険を防ぐため、窓や扉を開けて換気を良くすること。換気設備があれば、速やかに起動し換気する。 :大量の漏洩が続く状況であれば、漏洩区域をロープ等で囲み部外者が立ち入らないよう周囲を監視する。 :作業の際には適切な保護具・空気呼吸器を着用する。 :空気中の酸素濃度を測定管理すること。 |
| 環境に対する注意事項 | :通常の状態では環境への影響はない。 |
| 二次災害の防止策 | :窒素ガスは窒息性のガスであるため、漏洩したガスが滞留しないように注意すること。 |

7. 取扱い及び保管上の注意(関連法規に準拠して作業すること)

| | |
|---------|---|
| 取扱い上の注意 | :高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所、車中(ダッシュボックス、座席)、火気や暖房器具用等の近くなど 40℃以上となる場所に置かないこと。 吸入すると窒息の恐れがあり、吸入しないこと。 |
|---------|---|

換気の良い場所で取り扱うこと。
 火の中に入れてないこと。
 人に向かって噴射してはならない。
 電熱器、ストーブ、裸火など燃焼する高温条件下では絶対に使用しないこと。
 火炎に向かって噴射してはならない。
 高圧ガス保安法及び関連法規に準拠して作業すること。

保管上の注意

: 幼児の手の届かない所に置くこと。
 直射日光を避け、通風の良いところに保管する。
 水回りや湿気の高いところに置くと、缶が錆びて内容物が漏出又は噴出する恐れがある。
 40℃以上になる所には置かないこと。

8. 暴露防止及び保護措置

設備対策

屋内で使用または保管する場合は、換気を良くする措置を施すこと。
 空気中の酸素濃度が 18 vol%未満にならないようにすること。

曝露限界値

| 成分名 | 許容濃度 | | |
|-----|------------------------|------------------------|------------------------|
| | 日本産衛学会 | ACGIH(TLV-TWA) | ACGIH(TLV-STEL) |
| 窒素 | 規定されていない (2007 年度版) | 規定されていない (2007 年度版) | 規定されていない (2007 年度版) |

保護具

手の保護具

皮手袋

目の保護具

保護眼鏡・保護面

9. 物理的及び化学的性質, 危険性情報

| | |
|--------------|---|
| | 噴射剤 |
| 状態 | 気体 |
| 外観 | 無色 |
| 臭い | 無臭 |
| pH | 該当しない |
| 融点 | - 209.9℃ |
| 沸点 | -195.8℃ |
| 引火点 | - |
| 発火点 | - |
| 爆発範囲 | - |
| 蒸気圧 | - |
| 蒸気密度 | 1.25 kg/m ³ (0 °C,101.3 kPa) |
| 液比重 | 0.97 (0 °C,101.3 kPa)(空気=1) |
| 溶解性 | 1.52 ml/100 ml 水(20 °Cの水における Bunsen 吸収係数を 100 ml 水に換算) |
| オクタノール/水分配係数 | - |
| 分解温度 | - |
| その他 | - |

10. 安定性及び反応性(製品として)

| | |
|------------|---|
| 安定性 | 40°C以上になると破裂の恐れがある。 25°Cにおいて缶内圧は約 0.90MPa。 |
| 危険有害反応可能性 | 比較的安定な物質であるが、高温では反応する。 |
| 避けるべき条件 | なし |
| 危険有害な分解生成物 | なし |

11. 有害性情報

| | |
|--|---|
| | 毒性はないが、空気と置換することにより単純窒息性のガスとして作用する。 |
| | 酸素濃度 18 vol%が低濃度安全限界であり、酸素濃度 18 vol%で初期の酸欠症状が現われ、16~12 vol%では、脈拍・呼吸数の増加、精神集中に努力がいる。細かい作業が困難、頭痛等の症状が起きる。 |
| | 酸素濃度 10~6 vol%で意識不明、中枢神経障害、けいれんを起こし、昏睡状態となり、呼吸が停止し、6~8 分後心臓が停止する。酸素濃度 6 vol%以下の極限的な低濃度では、その一回の呼吸で一瞬のうちに失神、昏睡、呼吸停止、けいれんを起こし約 6 分で死亡する。 |

製品としての安全性試験情報を有していない。

12. 環境影響情報

情報なし

13. 廃棄上の注意

容器の再使用はできません。空になった容器は、中身を使い切ってから廃棄してください。

14. 輸送上の注意

・「7.取扱い及び保管上の注意」の項を参照のこと

| | |
|----------------|--|
| 輸送の特定の安全対策及び条件 | 運搬に際しては容器を 40°C以下に保ち、転倒、落下並びに損傷がないように積込み、荷崩れの防止を確実に行う。 |
| 国内規制 | - |
| 陸上輸送 | 消防法ほか法令の輸送について定めるところに従う。 |
| 海上輸送 | 船舶安全法に定めるところに従う。 |
| 航空輸送 | 航空法に定めるところに従う。 |
| 国際規制 | |
| 国連分類 | クラス 2-2(非引火性・非毒性高压ガス) |
| 国連番号 | 1950 |

15. 適用法令

| | |
|-----------|------------------------------------|
| 高压ガス保安法 | :適用除外 (但し、政令告示並びに高压ガス保安一般規則規定に従う。) |
| 労働安全衛生法 | :酸素欠乏症防止規則、事務所衛生基準規則 |
| 船舶安全法 | :危告示別表第1(高压ガス) |
| 消防法 | :高压ガスの施設に係わる距離 |
| 港則法 | :施行規則第 12 条危険物(高压ガス) |
| 航空法 | :告示別表第1(高压ガス) |
| PRTR 法 | :該当しない。 |
| 毒物及び劇物取締法 | :該当しない。 |

16. その他の情報**参考文献**

窒素 SDS

化学物質管理促進法対象物質全データ

労働安全衛生法対象物質全データ

毒物及び劇物取締法対象物質全データ(化学工業日報社)

記載内容の取扱い

全ての資料や文献を調査したわけではないため、情報漏れがあるかもしれません。また新しい知見の発表や従来の説の改訂により内容に変更が生じることがあります。ここに記載された情報は情報の完全さ・正確さを保証するものではありません。全ての化学品には未知の有害性があるため、取扱いには細心の注意が必要です。本品の適正に関する決定は使用者の責任において行って下さい。
